

島根県報

第一、四五二号
平成十五年三月十四日
(金曜日)

目次

規則	新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則	(生産指導課)	二
告示	介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
	介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	三
	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	三
	土地改良区の役員就任及び退任	(農村整備課)	三
	土地改良区の定款変更の認可	()	四
	換地計画書の縦覧	()	四
	換地処分(四件)	()	四
	保安林の指定(二件)	(森林整備課)	五
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	(商工企画課)	五
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	()	六
要	大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	()	七
	道路の区域の変更	(道路整備課)	七
	道路の供用開始	()	一〇
	都市計画事業変更の認可(二件)	(都市計画課)	一二

島根県指定金融機関等の名称等の一部改正
(会計課) 一三

公告
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧
(県民課) 一三

公共測量の実施
(用地対策課) 一三

開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) 一四

都市計画事業の認可
()

特定調達公告
(下水道推進課) 一四

六道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等

教委規則
島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則
(保健体育課) 一四

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
()

選管告示
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体
()

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体
()

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体
()

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体
()

政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体
()

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体
()

不在者投票を行うことができる施設の指定
()

公安規則
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則
()

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

議告示

島根県議会傍聴規則

一九

公布された条例等のあらまし

◇新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則（規則第十七号）

一 規則の概要

新規就農者経営安定資金の貸付けの相手方を財団法人しまね農業振興公社に変更することにより、規則で定める必要性がなくなったため、廃止することとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規 則

新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第十七号

新規就農者経営安定資金貸与規則を廃止する規則

新規就農者経営安定資金貸与規則（平成十二年島根県規則第十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の新規就農者経営安定資金貸与規則第七條の規定により貸与の決定を行った新規就農者経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

示

島根県告示第二百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 社会福祉法人 かしま福祉会	指定した 事業 痴呆対応 型共同生 活介護	事業所の名称 グループホーム あとむ苑	事業所の所在地 八束郡鹿島町北 講武字堀部八 五番地六	指定年月日 平成十五年三月 一日
有 限 会 社 ナ イ ス ケ ア	訪 問 介 護	ヘルパーステ ーション ハッピ ィネットワー ク・ま つえ	松江市古志原五 丁目十番十四号	平成十五年三月 一日
株 式 会 社 ハ ピ ネ ライ フ ケ ア	訪 問 介 護	ハピネヘルパー ス テーション 出雲	出雲市渡橋町三 〇三番地三	平成十五年三月 一日
株 式 会 社 ハ ピ ネ ライ フ ケ ア	通 所 介 護	ハピネデイサー ビス センター 出雲	出雲市渡橋町三 〇三番地三	平成十五年三月 一日
特 定 非 営 利 活 動 法 人 は と ぼ っ ば	通 所 介 護	デイサービス はとぼっば	浜田市田町一 一三番地三	平成十五年三月 一日

島根県告示第二百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称 株式会社サクシード・グループ	事業所の名称 株式会社サクシード・グループケアサービスりんご	事業所の所在地 出雲市大津新崎町六丁目四三崎前ビル一〇三号室	指定年月日 平成十五年三月十日
--------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--------------------

島根県告示第二百十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名 岩佐 潤二	診療科目 整形外科	従事する医療機関		指定年月日 平成十五年二月二十七日
		名称 島根医科大学医学部附属病院	所在地 出雲市塩治町八九一	

島根県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員

の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

頓原町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 景山 一 飯石郡頓原町大字都加賀二六番地
- 板垣 徳明 飯石郡頓原町大字都加賀四六番地
- 景山 稔 飯石郡頓原町大字八神一一七七番地
- 長島 賢二 飯石郡頓原町大字佐見四六二番地
- 柳生 哲夫 飯石郡頓原町大字頓原村一〇三二番地
- 永田 和男 飯石郡頓原町大字長谷六六三番地二
- 安部 博明 飯石郡頓原町大字獅子二二六番地二
- 木村 勉 飯石郡頓原町大字頓原村一七三五番地
- 柳原 陽二 飯石郡頓原町大字長谷一六八番地
- 吉川 英雄 飯石郡頓原町大字花栗六六五番地五
- 三輪 豊三 飯石郡頓原町大字角井一一四五番地
- 那須 久三 飯石郡頓原町大字頓原村一三一番地

監事

- 塚原 勉 飯石郡頓原町大字獅子二七一番地
- 鳥屋ヶ原孝 飯石郡頓原町大字頓原町二二七五番地内一

二 就任年月日

平成十四年十一月十七日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 景山 一 飯石郡頓原町大字都加賀二六番地
- 讃岐 達之 飯石郡頓原町大字都加賀二二四番地
- 岩門 保具 飯石郡頓原町大字八神一〇四四番地

長島 賢二 飯石郡頓原町大字佐見四六二番地

若林 達治 飯石郡頓原町大字頓原村一一四一番地一

和田 一夫 飯石郡頓原町大字長谷五二六番地

安部 博明 飯石郡頓原町大字獅子三二六番地二

深石早登志 飯石郡頓原町大字頓原村一七一〇番地

穴戸 猛 飯石郡頓原町大字佐見七番地

本間 肇 飯石郡頓原町大字花栗三一八番地二

三輪 豊三 飯石郡頓原町大字角井一一四五番地

戸田 熙 飯石郡頓原町大字頓原村五六三番地

監事

塚原 勉 飯石郡頓原町大字獅子二七一番地

本田 哲三 飯石郡頓原町大字頓原村一一七七番地

島根県告示第二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大田市三瓶土地改良区の定款変更を平成十五年三月六日付けで認可した。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、八束郡鹿島町土地改良区理事長から七田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるる。

平成十五年三月十四日

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年三月十四日から二十一日間

三 縦覧の場所

鹿島町役場

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第二百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、玉湯町土地改良区理事長から根尾地区における換地処分を平成十五年二月二十六日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月三日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前地区宇受賀工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信義

島根県告示第二百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月三日付けで県営土地改良事業に係る隠岐島前地区尾船工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月四日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区郷小原工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

浜田市上府町イ二一九六の三(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜

田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字コウジカメ一七五五の一、字松竈三六四九、三六五〇の一、三六五〇の二、三六五一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいよいよ松江南店(仮称) 島根県松江市乃木福富町一二街区

2

大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いよいよ 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社いよいよ 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

有限会社キャブテンドラッグ 代表取締役 稲井範行 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

〇番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十五年十一月二日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、〇〇〇平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

二八三台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

四四台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

九〇〇平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一二〇立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後八時三十分まで

二 届出年月日 平成十五年三月三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人

にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八十二条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四

に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミ出雲店 島根県出雲市大島町二四一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県南区京橋町二番二二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後十時十五分

(変更後) 午前九時十五分から午後十時十五分

4 変更の年月日

平成十五年三月十五日

二 届出年月日 平成十五年三月三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第二百三十一号

平成十四年島根県告示第千四十二号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。
平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオ出雲店 島根県出雲市渡橋町七九六番地一号

二 意見の概要

周辺道路における交通事故および渋滞防止に配慮すること。

三 縦覧場所

出雲市商工振興課(出雲市今市町一〇九番地一)

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第二百三十二号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区 間		変更に 後の別		敷地の幅員 メートル		延 長 メートル		管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称		備 考	
県 道		宮内掛合線		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地从前同大字一八七番二地从前まで		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地从前同大字一八七番二地从前まで		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地从前同大字一八七番二地从前まで		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地从前同大字一八七番二地从前まで		飯石郡掛合町大字穴見一八四番一地从前同大字一八七番二地从前まで		"	
"		上久野大東線		大原郡大東町大字篠淵一八番五地从前同大字五番一地从前まで		大原郡大東町大字篠淵一八番五地从前同大字五番一地从前まで		大原郡大東町大字篠淵一八番五地从前同大字五番一地从前まで		大原郡大東町大字篠淵一八番五地从前同大字五番一地从前まで		大原郡大東町大字篠淵一八番五地从前同大字五番一地从前まで		"	
"		多伎江南出雲線		出雲市下古志町九六九番二地从前同市塩冶町三三六番二〇地从前まで		出雲市下古志町九六九番二地从前同市塩冶町三三六番二〇地从前まで		出雲市下古志町九六九番二地从前同市塩冶町三三六番二〇地从前まで		出雲市下古志町九六九番二地从前同市塩冶町三三六番二〇地从前まで		出雲市下古志町九六九番二地从前同市塩冶町三三六番二〇地从前まで		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
後		前		後		前		後		前		後		前	
後 B	二〇・〇〇	前 B	二二・五〇	後	一一・〇〇	前	一一・〇〇	後	一一・〇〇	前	一一・〇〇	後	一一・〇〇	前	一一・〇〇
一一・〇〇	二二・〇〇	一一・〇〇	二二・五〇	二二・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇
二二・〇〇	二二・〇〇	九・〇〇	二五・〇〇	二四・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇	一一・〇〇
三三三〇・〇〇	三三三〇・〇〇	四一五・〇〇	一三〇〇・〇〇	一三〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇
出雲土木建築事務所				木次土木建築事務所				"				"			
ダブルウェイ解消		"		減幅 不用物件発生		"		"		"		"		"	
ダブルウェイ解消		"		減幅 不用物件発生		"		"		"		"		"	

"		"		"		"		"		"		"		
大田馬路停車場線		仁摩瑞穂線		田儀山中大田線		大田馬路停車場線		仁摩瑞穂線		田儀山中大田線		大田馬路停車場線		
遼摩郡仁摩町大字大田町七二二番四地先から同大字七二一三番三地先まで		遼摩郡仁摩町大字大田町五九六番四地先から同町七二一三番二地先まで		遼摩郡仁摩町大字大田町五九七番二地先から同大字六三七番一地先まで		遼摩郡仁摩町大字大田町五八二番七地先から同大字五九七番二地先まで		遼摩郡仁摩町大字大田町五八二番二地先から同大字五八二番七地先まで		遼摩郡仁摩町大字大田町五八二番二地先から同大字五八二番七地先まで		簸川郡多伎町大字神原二一九番三地先から同大字九七番三地先まで		
後	前	後	前	後	前	後 B A		前 B A		後	前	後	前	
一一・〇〇	一六・〇〇	三・五〇 四・六〇	三・五〇 一〇・〇〇	一八・〇〇 四六・〇〇	一三・〇〇 四六・〇〇	一八・〇〇 二二・〇〇	五・七〇 九・〇〇	一四・〇〇 一八・〇〇	五・七〇 一三・〇〇	一七・〇〇 二一・〇〇	一七・〇〇 二一・〇〇	一〇・〇〇 一四・〇〇	一二・〇〇 一七・〇〇	
七・〇〇	七・〇〇	六七・〇〇	一〇一・〇〇	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	二二八・八〇	二二七・〇〇	二二八・八〇	二二七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	七五・〇〇	七五・〇〇	
大田土木建築事務所														
減幅	"	不用物件発生	減幅	"	不用物件発生	減幅及び減幅	"	減幅	"	減幅	"	不用物件発生	減幅	"

島根県告示第二百三十三号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

〃			〃			〃		
西郷布施線			蟠竜湖線			仁摩瑞穂線		
隠岐郡布施村大字卯敷字北向平九番一地从先から同村大字布施字狐本一一五七番一地从先まで			益田市高津四丁目イ二三五五番二四地从先から同市イ二五〇番二一八地从先まで			邑智郡川本町大字多田一〇五番五地从先から同大字一三二番一地从先まで		
後 B		前 A	後	前	後 B		前 C B A	
一〇・〇〇〇〇 四〇〇・〇〇〇		七・〇〇〇〇 三〇〇・〇〇〇	一三・五〇〇〇 三四・〇〇〇	一〇・二〇〇〇 二三・〇〇〇	八・〇〇〇〇 六三・〇〇〇		四・〇〇〇〇 三八・〇〇〇 八・〇〇〇〇 六三・〇〇〇 三八・〇〇〇	
一、三〇二・〇〇〇		一、九五〇・〇〇〇	三六六・〇〇〇	三六六・〇〇〇	八六五・〇〇〇		七四七・〇〇〇 一三八・〇〇〇 八六五・〇〇〇	
隠岐支庁			益田土木建築事務所			川本土木建築事務所		
ダブルウェイ			拡幅			トリプルウェイ解消		
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			〃			上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	三百十四号	仁多郡仁多町大字三成一三四七番七地先から同大字一三四四番二先まで	一六〇・〇〇〇 <small>メートル</small>	平成十五年三月十四日	仁多土木事務所	
県道	海潮六道線	八束郡宍道町大字上来待二四五二番一地先から同大字二四五〇番四地先まで	一四〇・〇〇〇	平成十五年三月三十一日	松江土木建築事務所	
県道	米子広瀬線	八束郡宍道町大字上来待二四四〇番三地先から同大字二四三七番八地先まで	一七〇・〇〇〇	〃	〃	
県道	〃	安来市沢町字坂ノ前二八二番一地先から同字二八二番二地先まで	二三・一〇〇	平成十五年三月二十五日	広瀬土木事務所	
県道	〃	安来市利弘町字新田一四〇番七地先から同町字林谷二一三番二地先まで	三〇九・〇〇〇	〃	〃	
県道	〃	大田馬路停車場線	五六・〇〇〇	平成十五年三月十五日	大田土木建築事務所	
県道	〃	仁摩瑞穂線	三、六三〇・〇〇〇	〃	〃	
県道	〃	宮内掛合線	一〇五・〇〇〇	平成十五年三月十六日	木次土木建築事務所	
県道	〃	〃	一三三・〇〇〇	〃	〃	
県道	〃	〃	一五八・〇〇〇	平成十五年三月二十五日	〃	
県道	〃	〃	六九七・〇〇〇	平成十五年三月二十六日	〃	
県道	〃	〃	八八三・〇〇〇	〃	浜田土木建築事務所	

〃	〃	〃	〃
〃	西郷布施線	〃	須川谷日原線
隠岐郡布施村大字卯敷字北向平九番一地先から同大字字狐本一一五七番一地先まで	隠岐郡西郷町大字大久字内水一番七地先から同字一番三地先まで	鹿足郡日原町大字須川字河内道下五五番一地先から同大字字三本松道上四三番一地先まで	鹿足郡日原町大字日原一〇七番一〇地先から同大字八六番六地先まで
一、三〇二・〇〇	一二〇・〇〇	一九六・〇〇	一九〇・〇〇
〃	平成十五年三月二十一日	平成十五年三月二十五日	平成十五年三月十五日
〃	隠岐支庁	〃	津和野土木事務所

島根県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

大田市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十一年島根県告示第百二十一号大田都市計画道路事業

三・五・十一号栄町高禅寺線

三 事業施行期間

平成十一年二月十六日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

島根県告示第二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄田信義

一 施行者の名称

西郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画公園事業

六・五・一号 西郷運動公園

三 事業施行期間

平成九年三月七日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

なし

島根県告示第二百三十六号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

第三号の表島根県信用漁業協同組合連合会の項中

益田市支店	益田市高津町	を	益田市支店	益田市高津町	に改め
			浦郷支店	隠岐郡西ノ島町	

る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十五年三月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモ銀河計画

三 代表者の氏名

藤原一利

四 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡横田町大字下横田一三六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、有用微生物の活用を中心に、有機廃棄物の資源化や自然循環型農業の普及などに関する事業を地域住民に対して行うことで、循環型社会の形成と地球環境の保護に貢献する。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

公共測量

二 作業期間

平成十五年二月十四日から平成十五年八月三十一日まで

三 作業地域

松江市（八幡町・矢田町・白瀉町・伊勢宮町・浜佐陀町・岡本町）、出雲市（大津町・上島町・馬木町・西園町）、安来市（島田町）、平田市（鹿園寺町・灘分町・西郷町）、八束郡美保関町、八束郡鹿島町、八束郡八束町、八束郡六道町、簸川郡大社町、簸川郡斐川町、大原郡加茂町、大原郡木次町、飯石郡三刀屋町地内

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字湯町二、一五四番地一 外五筆

面積 七五一・三三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字湯町二、一七五番地

永井元雄

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成十五年三月十日中国地方整備局告示第十八号）があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年三月十四日

島根県知事 澄 田 信義

一 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業三・三・六号出雲市駅前矢尾線

二 施行者の名称

島根県

三 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲土木建築事務所

四 事業地

収用の部分 出雲市今市町及び今市町北本町一丁目地内

使用の部分 なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定職務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年3月14日

島根県知事 澄 田 信義

1 役務の名称及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成15年3月3日

4 落札者の氏名及び住所

カンナツ建設工業株式会社 島根県松江市春日町636番地

5 落札金額

1,197,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年12月27日

教育委員会規則

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十四日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二号

島根県立武道施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立武道施設条例施行規則（昭和四十五年島根県教育委員会規則第十五号）の一部

を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

第十一条中「使用者」を「施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に改める。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一回数利用券を発行する場合の使用料

(一) 第一道場（柔道場）、第二道場（剣道場）、弓道場、相撲場又はトレーニング場

区 分	金 額
幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者	一回券 五〇〇円
高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 一、一〇〇円
上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）	一回券 一、六〇〇円

(二) トレーニング室

区 分	金 額
中学校の生徒又はこれに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円
高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 二、二〇〇円
上記の者以外の者	一回券 三、二〇〇円

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月十四日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第三号

島根県立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立体育施設条例施行規則（昭和五十二年島根県教育委員会規則第三号）の一部を

次のように改正する。

第二条中「（島根県立水泳プールにあっては、午後五時）」を削る。

第九条第一項第二号の表水泳プールの項中

水泳場

を

水泳場

トレーニング室

に改

め、同表サッカー場の項を次のように改める。

サ ッ カ ー 場	競 技 場	
	大 会 本 部 室	大 会 議 室
	使用開始の日前	使用開始の日前
	二日	七日

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表の一の表を次のように改める。

一 水泳プール

(一) 回数利用券を発行する場合の使用料

イ 水泳場

金額	区 分	
	七月一日から八月三十一日まで	見学者
一回券 二、〇〇〇円	幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者	高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者又は小学校第一学年から第三学年までの児童（以下「小学校低学年の児童」という。）の付添人（小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。）
一回券 四、一〇〇円		上記の者以外の者（三歳未満の者を除く。）
一回券 六、三〇〇円		

その他の 期間	一回券 二、三〇〇円	一回券 四、八〇〇円	一回券 七、四〇〇円
------------	---------------	---------------	---------------

ロ トレーニング室

区 分	金 額
中学校の生徒又はこれに準ずる者	一回券 一、〇〇〇円
高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者	一回券 二、三〇〇円
上記の者以外の者	一回券 三、三〇〇円

(二) 冷暖房器具を使用する場合の一時間当たりの使用料

区 分	金 額
トレーニング室	六六〇円
会議室	三七〇円

附 則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

一 その他の政治団体

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
-----	--------	----------	------------

萬代てるまさ後援会	福田 修彦	鐘築真理子	出雲市矢野町一八五
ののお知恵子島根県後援会	永瀬 佳子	野々村和子	松江市浜乃木一―二 三一五
下岡安之の後援会	畑岡 達夫	斉藤 聖吾	那賀郡三隅町大字古市 場二九五―一
鳥谷紀幸後援会	川本 巧	鳥谷 峯雄	大原郡木次町大字平田 六〇四
下森博之後援会	水津 延秀	益成 龍一	鹿足郡日原町佐鏡九九 二 下森酒造場内

島根県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党佐田町支部	会計責任者	長島 智年	山本京太郎
自由民主党益田支部	会計責任者	前田 士	安野 実

二 その他の政治団体

石橋道夫後援会	代表者 福田悌次郎	代表者 小川 満治	主たる事務 所の所在地 八束郡島根町大字野波 一九六五―三	政治団体の 名称 こうか満広後援会	代表者 萬代 輝正	主たる事務 所の所在地 出雲市矢野町一八五 五	異 動	新	主たる事務 所の所在地 江津市二宮町神主八一 八四―一一	代表者 藤間 元康	主たる事務 所の所在地 遷摩郡仁摩町大字宅野 町一五〇
									代表者 片寄 栄治	代表者 小川 満治	代表者 萬代 輝正
石橋道夫後援会	代表者 野津 博邦	代表者 石川 光男	主たる事務 所の所在地 八束郡島根町大字野波 二二六五	政治団体の 名称 紅花みつひろ後援会	代表者 萬代 宣雄	主たる事務 所の所在地 出雲市矢野町一五〇― 五	異 動	旧	主たる事務 所の所在地 江津市二宮町神主八一 八四―一一	代表者 藤間 元康	主たる事務 所の所在地 遷摩郡仁摩町大字仁万 町一三一八―三一
									代表者 亀井 常	代表者 石川 光男	代表者 萬代 宣雄

石橋ふじお後援会	主たる事務 所の所在地 安来市飯島町一七七― 一	出雲市澄田信義後援 会	主たる事務 所の所在地 出雲市姫原四―八―三	政治団体の 名称 がんばろう島根県民 ネットワーク	主たる事務 所の所在地 平田市平田町九五― 三二	代表者 堀内 功	代表者 飯塚 克己	がんばろう島根県民 ネットワーク	主たる事務 所の所在地 平田市平田町九五― 三二	代表者 堀内 功	代表者 飯塚 克己
石井政行後援会	代表者 石井 政行	三島治後援会	主たる事務 所の所在地 松江市南田町二四 三九	吾郷武郎後援会	代表者 吾郷 英信	代表者 吾郷 昭	代表者 大嶋 勲	吾郷武郎後援会	代表者 吾郷 昭	代表者 吾郷 英信	代表者 大嶋 勲
佐々木恵二後援会 益田支部	代表者 幡歩美恵子	田中ひろみつ後援会	代表者 奥原 勇	田中ひろみつ後援会	代表者 田中美知夫	代表者 長谷川 進	代表者 荒木 登	佐々木恵二後援会 益田支部	代表者 幡歩美恵子	代表者 田中美知夫	代表者 長谷川 進

島根県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散

の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 その他の政治団体

名 称	解 散 年 月 日
中津恵吉を励ます会	平成十四年十二月三十一日
西尾健治を励ます会	平成十四年十二月三十一日
七五三勝已後援会	平成十四年五月五日

島根県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石井 政行	島根県議会議員	石井政行後援会	能義郡広瀬町広瀬八八九	石井 政行

島根県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
三島 治	三島治後援会	主たる事務所の所在地	松江市南田町二四	松江市西津田五―二―三九

島根県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年三月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
身体障害者療護施設コスモス	仁多郡横田町大字稲原五七番地六	平成十五年三月四日

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成15年 3 月14日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第 4 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（昭和33年島根県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則の表浜田警察署浜田駅前派出所の項を削る。

本則の表浜田警察署東交番の項名称の欄中「東交番」を「浜田駅前交番」に改め、同項位置の欄中「竹迫町」を「浅井町」に改め、同項所管区の区域の欄中「松原町、外ノ浦町、」を削り、「竹迫町」の次に「、野原町」を加える。

本則の表浜田警察署西交番の項所管区の区域の欄中「浜田市」の次に「松原町、外ノ浦町、」を加え、「、野原町」を削る。

附 則

この規則は、平成15年 3 月17日から施行する。ただし、本則の表浜田警察署東交番の項所管区の区域の欄及び同表浜田警察署西交番の項所管区の区域の欄の改正規定は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第一号

島根県議会傍聴規則（昭和四十五年議会告示第二号）の全部を改正する。

平成十五年三月十四日

島根県議会議長 小 川 博 之

島根県議会傍聴規則

（目的）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十条第三項及び島根県議会委員会条例（昭和三十四年島根県条例第十四号）第十六条第二項の規定に基

づき、島根県議会の会議及び委員会（以下「会議等」という。）の傍聴について必要な事項を定めることにより、円滑な傍聴の実施を図ることを目的とする。

（傍聴席の区分）

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴席の定員）

第三条 一般席の定員は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- 一 本会議場 百十七人（うち五人は車いす利用者とする。）
- 二 第一委員会室、第二委員会室、第三委員会室、第四委員会室及び第二会議室 各五人
- 三 第一会議室 十人

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、議長または委員長（以下「議長等」という。）においてこれを増減することができる。

（傍聴章の交付及び着用）

第四条 一般席の傍聴席は、議長が別に定める傍聴章の交付を受けて着用しなければならない。

（傍聴の受付）

第五条 傍聴の受付は、会議等ことの傍聴受付簿（別記様式）に住所氏名を記入することにより行う。

2 受付は、会議等当日の開議予定時刻の一時間前から行う。

3 傍聴章は、会議等ことに先着順に交付する。ただし、前項に規定する受付開始時刻に定員を超える場合は抽選によるものとする。

（傍聴章の返還）

第六条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退席しようとするときは、これを返還しなければならない。

（議場等への入場禁止）

第七条 傍聴者は、議場及び委員会の会議場（以下「議場等」という。）に入ることができない。ただし、報道関係者で撮影等取材のため議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴席に入ることができない者）

第八条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 刃物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者
- 三 拡声器、楽器等を携帯している者
- 四 酒気を帯びていると認められる者
- 五 その他会議等を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長等は、必要と認めるときは、傍聴者に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長等は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長等の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴者の守るべき事項)

第九条 傍聴者は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会議等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 笑い声、私語により会議等を妨害しないこと。
- 三 はち巻、腕章、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 四 帽子、コート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長等の許可を得た場合は、この限りでない。
- 五 飲食又は喫煙をしないこと。
- 六 傍聴席からみだりに離れないこと。
- 七 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 八 携帯電話その他の音声を発する機器を携帯しないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合はこの限りではない。
- 九 その他議場等の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第十条 傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長等の許可を得た者及び報道関係者はこの限りでない。

(係員の指示)

第十一条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十二条 傍聴者がこの規則に違反するときは、議長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、会議等の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年四月三十日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月十四日印刷
平成十五年三月十四日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)